



高橋博幸

# ロープウェイ民営化と、町のコンプライアンスを問う

コンプライアンスとは法令遵守を意味し、行政も法令遵守、適正な事務執行は大前提だ。

転貸と、施設の事前確認について

## 質問

賃貸契約書第2条で、第三者転貸は禁止。第6条では、契約に先立ち双方で貸付物件確認、契約以後、瑕疵を発見しても、町に貸付料の減免・損害賠償請求ができない規定だが実態は。

## 町長答弁

第三者に運営させている施設にレストランと山麓売店があり、レストランは口頭説明を受け許可した。山麓売店は申請書の提出があり、許可証を発行した。しかし同じ手続きに、口頭と書面に違いがあつては

ならないので、今後統一して対応するよう事務方に指示した。

第6条について相手方は索道メーカーで、建物関係は双方とも確認、修繕が十分でなく、後日不具合が生じたものについて、基本合意に基づき、その履行を求められた。

## 「副町長補足説明」

コンプライアンスについては地方自治体に携わる者として逸脱しないように努めている。平成18年7月7日に基本合意書、12月26日に賃貸借契約書、協定書が締結された。

合意書7条に、貸与する施設について、契約段階で保安上問題又は瑕疵ある箇所は、双方確認のうえ、町の責任で整備するという文面があるが、合意書に基づく双方の確認が十分でなかった。相手方は索道メーカーで、

よもや、建物の水漏れや、ボイラー関係の不備など予測していなかった。

経営譲渡後、先方の要望で補正対応せざるを得なかった。

弁護士に照会したところ、合意書第7条で施設引渡し前に町の責任で整備を行うこととなっていたものが、実際には十分でなかったことが判明しての修繕であるので、契約書の変更も必要ない。

合意書があるので、それが守られていなかったのが当然やるべきとのことであった。

## 質問

基本合意書にも賃貸契約書にも双方で確認すると二度も規定しながら、結果的に確認を怠ったということだ。

なぜ今年2月頃になって修繕必要箇所一覧が議会側

に提示されたのか。

相手方は運営を引き継ぐ数ヶ月前からロープウェイに入っただけで見ているはずで、しかも6月の町長の行政報告書の中でも順調に推移している」と記載している。

## 町長答弁

付属施設、建物にまで思いがかなかつたことは非常に申し訳ない。町も相手方も双方で欠陥があつたということだ。今後コンプライアンスに十分注意し対応したい。

## 備品処分は適正か

## 質問

協定書第9条に備品の処分は別途協議であるが、口頭了解か、書面交付か。

## 「総務課長説明」

ピステンは書面手続きを行った。レンタル用品は3月に申し出があり、口頭で承知した。

## けじめはどうする

## 質問

振り返ると関連の補正予算案議案の議会への説明も不十分で、質されなければ

説明しない体質は残念の極みだ。

議会が町の仕事の全ての子エックは不可能で、監査委員とて監査の限界がある以上、町はきちんと透明性を確保した中でやっていくべきだ。

現在町は多くの業務を南魚沼市に委託しているが、委託契約時に確認しなければならぬのにどちらも確認しなかつたものはないはずだ。

今回の事案はわかつていてやったのではないのか。どうけじめをつけるのか。

## 町長答弁

事業を移管してみると予期しなかつた物件修繕が沢山発生してきた。相手方の強い要望もあり、基本合意により本来行うべき相互の確認が十分でなかつたこともあり補正対応した。本来契約変更をした上で支出すべきだったが配慮に欠けていたことをお詫びする。

今後コンプライアンスを徹底指導するとともに、相手会社との信頼関係を損なうことの無いように努力をしたい。